

川崎市人事委員会が行う職員採用試験等の個人別成績情報の提供  
に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市人事委員会（以下「人事委員会」という。）が行う職員採用試験等の個人別成績情報の提供（以下「提供」という。）について必要な事項を定め、受験者の利便に資するとともに、職員採用試験等の信頼性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「職員採用試験等」とは、次に掲げる採用試験又は採用選考をいう。

- (1) 川崎市職員の任用に関する規則（平成13年川崎市人事委員会規則第1号。以下「任用規則」という。）第4条第1項に掲げる採用試験
- (2) 任用規則第10条第1項第1号、第2号、第7号及び第13号に掲げる職（任期の定めのない常勤職員の職に限る。）に採用するための採用選考（川崎市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則（平成13年川崎市人事委員会規則第2号）第3条の規定に基づき任命権者に委任する採用選考を除く。）

2 この要綱において「オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）」とは、市の機関等に係る申請等の受付や手数料等の納付等を行うための電子情報処理組織で総務企画局デジタル化施策推進室が所管する汎用受付システムをいう。

(提供の対象となる者)

第3条 提供は、職員採用試験等を受験し、第1次試験若しくは第1次選考（以下「第1次試験等」という。）又は第2次試験若しくは第2次選考（以下「第2次試験等」という。）において不合格となった者のうち、提供を申し

出た者（以下「申出人」という。）に対して行う。

（提供の申出）

第4条 提供の申出は、人事委員会がオンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）に登載した所定の手続を利用し、申出人本人が必要事項を入力のうち申請する方法により行うものとする。

2 提供の申出は、申出人が受験した職員採用試験等の最終合格発表日から1月以内に行うものとする。

（提供の対象となる情報）

第5条 提供の対象となる情報は、申出人本人の総合順位及び総合得点とする。ただし、最終合格の判定より前の段階で不合格となった申出人に対する提供の対象となる情報は、次に定めるとおりとする。

（1）第1次試験又は第1次選考（以下「第1次試験等」という。）において不合格となった申出人に対しては、申出人本人の第1次試験等の総合順位及び総合得点とする。

（2）第2次試験又は第2次選考（以下「第2次試験等」という。）において不合格となった申出人に対しては、申出人本人の第2次試験等までの総合順位及び総合得点とする。

（提供の方法）

第6条 提供は、オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）を利用し、申出人に対して、個人別成績結果票（別記様式）を送信する方法により行う。

（受験者への周知）

第7条 提供の実施に関する受験者への周知については、職員採用試験等の案内及び最終合格発表と併せて行うものとする。

（その他必要な事項）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(川崎市人事委員会が行う職員採用試験等の結果の簡易開示に関する要綱の廃止)

- 2 川崎市人事委員会が行う職員採用試験等の結果の簡易開示に関する要綱(平成4年11月26日人事委員会決定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年2月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前に行われた職員採用試験等に係る個人別成績情報の提供については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年3月19日から施行する。

別記様式（第6条関係）

個人別成績結果票

年 月 日

受験番号 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_様

あなたの \_\_\_\_\_ における成績は、次のとおりです。

試験・選考区分	
総合順位	位
総合得点	点

川崎市人事委員会事務局